

## 商工会報

No.72

発行／熊毛町商工会  
〒745-0663  
山口県周南市熊毛中央町 3 番 7 号  
TEL 0833-91-0007  
FAX 0833-91-5700  
URL <http://kumagechoushokokai.com/>  
E-mail [kumagechou@yamaguchi-shokokai.or.jp](mailto:kumagechou@yamaguchi-shokokai.or.jp)  
会長／久野利夫  
印刷／(有)光膳写堂



5月15日(日)午前9時より、熊毛公民館2階大会議室において、平成28年度熊毛町商工会通常総会が開催されました。通常総会には、周南市木村健一郎市長、日本政策金融公庫徳山支店細川英樹支店長、熊毛総合支所藤井義則支所長をご来賓としてお招きして、開催されました。提出された議案は次のとおりです。

第1号議案 平成27年度事業報告並びに提出された議案は次のとおりです。

第2号議案 平成28年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の制定について

第3号議案 熊毛町商工会 労働保険事務組合事務処理規約の制定について

第4号議案 一時借入金限度額の承認について

第5号議案 役員の欠員に伴う補充選任について

提出された議案は、原案のとおり、出席者全員の賛成のもと可決決定しました。なお、第5号議案の役員の欠員に伴う補充選任については、選考委員による候補者の選任が行われ、樋口の(有)河口建設の河口義雄氏の理事就任が満場一致で承認されました。

## 消費税軽減税率制度の導入

消費税の税率の引上げが延期されるかとか国会で論議されていますが、消費税率が 10% に引上げられると同時に軽減税率制度が導入されることは決定しております。

現段階では、未確定な部分もかなりあります。基本的なポイントについて説明します。

\* 軽減税率制度の導入時期 現時点では、平成 29 年 4 月 1 日より  
(消費税率の引上げと同時)

\* 消費税率 標準税率 10%  
軽減税率 8%

\* 軽減税率の 対象品目 ① 酒類・外食を除く飲食料品  
対象品目 ② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づく)

- 対象品目の売上・仕入がある事業者は、これまでの記載事項に税率毎の区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)を行う。
- 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等の保存」であるが、軽減税率制度の導入後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存が要件となる。

\* 税額の計算

- 売上及び仕入を税率毎に区分して税額計算を行う必要がある。
- 区分経理が困難な事業者は、経過措置として売上に係る税額(売上税額)または仕入に係る税額(仕入税額)の計算の特例がある。

消費税引上げ・軽減税率制度等に関するお問い合わせは、徳山税務署まで。

